

【資料①】

☆同窓会補助を行っている自治体

北海道：秩父別町、上川町

群馬県：中之条町

茨城県：結城市（上限10万円）

長野県：木島平村（担任も補助）

静岡県：小山市

滋賀県：甲賀市（上限10万円）〔資料②参照〕

福井県：おおい町（上限10万円）〔資料③参照〕

〃：越前市、坂井市

奈良県：吉野町（上限10万円）

兵庫県：淡路市、南あわじ市

愛媛県：伊予市

（以上全国14自治体）

【資料②】

☆甲賀市「若者のつどい開催支援補助金」の内容

甲賀市では、同窓会や交流会の開催をサポートするために、若者のつどい開催支援補助金を提供しています。この補助金は、再会を果たす25歳から34歳までの同窓生が、市内で開催される交流会や同窓会の一部経費を支援するものです。

以下は、補助金の要件と詳細です：

1. 対象者：

- 今年度において、25歳から34歳までの年齢の方が対象です。
- 市内で開催される同窓会に参加することが条件です。
- 交流を促進するため、市内在住者および市出身者に広く参加を呼びかけてください。

2. 補助金交付額：

- 1人あたり上限は2,000円（経費が2,000円に満たない場合はその額）です。
- 1団体あたり上限は10万円です。
- 同一の単位で行う若者のつどいへの補助金の交付は、同一年度に1回限りです。

3. 補助対象経費：

- 若者のつどい開催の案内文書作成および送付に要する印刷製本費
- 市内の飲食店等に支払う飲食費、会場代など、若者のつどい開催に要する経費
- 集合写真の印刷費

4. 申請から交付までの流れ：

- 交付申請：交流会や同窓会の開催予定日の14日前までに申請してください。申込期間は令和6年3月末までです。
- 交流会や同窓会の開催：要件を満たしたうえで開催してください。
- 実績報告：開催後30日以内に実績報告を提出してください。
- アンケート：実施されたアンケートにご協力をお願いいたします。

5. 補助金交付：

- 交付額の確定通知に基づき、申請書を提出してください。

【資料③】

☆福井県おおい町「同窓会支援事業補助金制度」の概要

【補助の目的】

町民と町出身者との交流機会の創出により、移住及び定住の推進並びに町を応援してもらうきっかけづくりとするとともに、地域経済の活性化に寄与するため、町内で開催される同窓会に要する経費の一部を助成します。

【補助対象条件】

次に掲げる条件を全て満たす同窓会が対象です。

- 1 おおい町の小中学校の同一の学校を卒業した学年、学級単位で開催されること
- 2 来賓を除く出席者が10名以上であり、そのうち県外者が5名以上いること
- 3 おおい町内の飲食店等（テイクアウト・小売店舗を含む）を利用し、おおい町内を会場として開催すること
- 4 出席者が申請年度の4月1日現在の満年齢で20歳に達していること
- 5 町が提供するリーフレット配布やアンケート等に協力すること

【補助対象者】

同窓会の主催者

【補助対象経費】

同窓会を開催するために必要な経費のうち、次に掲げるものとします。

- 1 開催案内文書の作成や送付に必要な印刷製本費及び通信運搬費
- 2 おおい町内の飲食店等に支払う飲食代や会場使用料

【補助金の額】

開催日当日の出席者数に応じて補助金を交付します。

補助金の算出式は次のとおりとし、10万円が上限となります。

補助金額は、申請年度の4月1日現在の満年齢により変わります。

（39歳以下）出席者1人あたり3千円

（40歳以上）出席者1人あたり2千円

*同窓会に係る経費が、上記算出額に満たない場合は、支出総額が上限となります。

*同一の同窓会に対する助成は、年度内1回のみとなります。

- ・なお、この制度の詳細は「おおい町同窓会支援事業補助金交付要綱」を参考ください。